

# 中間市教育委員会

## 定例教育委員会会議録

(平成29年5月)

- 1 日 時 平成29年4月28日(金) 10時00分
- 2 場 所 市庁舎 本館 第一委員会室
- 3 出席委員 河本委員 衛藤委員 齋田委員 坂口委員 増田教育長
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局出席者 田中教育部長 片平学校教育課長  
森学校教育課指導室長 古賀生涯学習課長  
池田学校教育課長補佐 日下部生涯学習課長補佐  
村上教育総務課長 小林教育総務課総務係長
- 6 傍聴人 2人
- 7 議事日程 別紙のとおり
- 8 議事次第 別紙のとおり

# 定例教育委員会議事日程

平成29年4月28日（金）10時00分

- 1 前回の議事録の承認
  
- 2 報告事項
  - (1) 平成29年5月学校教育行事及び社会教育行事について
  - (2) 専決処分を報告し、承認を求めることについて
  - (3) その他
  
- 3 協議事項
  - (1) 平成29年6月定例教育委員会の開催について
  - (2) その他
  
- 4 議決事項
  - (1) 第11号議案 中間市中央公民館運営審議会委員の委嘱について
  - (2) 第12号議案 中間市社会教育委員の委嘱について
  - (3) 第13号議案 中間市図書館協議会委員の委嘱について
  - (4) 第14号議案 中間市歴史民俗資料館運営協議会委員の委嘱について
  - (5) 第15号議案 中間市立図書館運営規則の一部を改正する規則について
  - (6) 第16号議案 学校評議員の委嘱について

[開会時刻：10時00分]

増田教育長	<p>ただ今から、平成29年5月定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>はじめに、前回議事録の承認です。委員の皆様方に議事録をお渡ししていると思いますが、これについて何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
各委員	<p>ありません。</p>
増田教育長	<p>では、承認ということでよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、報告事項に入ります。平成29年5月の学校教育行事及び社会教育行事についてです。まず学校教育行事から説明をお願いします。</p>
片平学校教育課長	<p>はい。小学校行事ですが、各小学校において1日から2日にかけて、1年生を迎える会や歓迎遠足が行われます。北小、南小、西小は18日から1泊2日で、中間小は24日から1泊2日で6年生の修学旅行が計画されております。長崎の平和公園やグリーンランド等に行く予定になっております。4月に実施しなかった学校において、5月上旬に家庭訪問が実施されます。東小の体育会が28日日曜日に行われます。他の小学校では秋に行う予定になっております。底小で12日金曜日、アルソックから講師を招いて1、2、3年生を対象に防犯教室が行われます。南小で13日土曜日に行われるドッジボール大会は、青少年市民育成会議主催の地域行事でございます。南小で23日火曜日に行われる1年生と4年生を対象とした交通安全教室はクロネコヤマトから講師を招き、1年生は横断歩道の安全な渡り方、4年生は自転車の運転指導が計画されております。</p> <p>中学校行事です。体育会が21日日曜日に行われます。中間考査が中間中では29日から、北中では30日から、南中では31日から行われます。なお、東中では、26日にショートテストという形で、中間考査を1日で行う予定になっております。中間中で13日に行われる土曜授業は、授業を行った後にPTAと生徒で除草作業を行います。午前中いっぱいの予定となっております。北中で1日月曜日に行われる除草作業は、自治会と地域の方による作業です。以上でございます。</p>
増田教育長	<p>はい。ただ今の学校教育行事につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

衛藤委員

それでは2、3点質問をしたいと思います。その前に、今回から紙が大きくなったので大変見やすくなって、メガネをかけないで読めるようになりました。ありがとうございます。

まず、共通行事についてです。これは中間市教育委員会の行事と、北九州教育事務所関係の行事と2つ入っていると思います。11日に学力向上推進拠点校連絡協議会がありますが、中間市内のどこかの学校が拠点校になっているのかなと思うのですが、これについて分かる範囲で結構ですので、教えていただけたらと思います。

もうひとつは、22日の中核教員養成講座、これも北九州教育事務所の事業だと思いますが、中核教員というのはどういう先生が対象になっているのか、お尋ねしたいと思います。

各学校の分ですが、底小で1年生、3年生、5年生を対象に防犯教室が行われると説明がありました。防犯教室は全学年に必要ではないかと思いますが、2年生、4年生、6年生に対しては後日実施されるのかどうか1点と、もうひとつは、去年まで気が付かなくて、今年気付いたことで申し訳ないんですが、聴力検査はどの学校も4年生と6年生に対しては行われていません。これは学校保健法に則って検査されていると思いますので、学校保健法に基づいて4年生と6年生には実施しなくていいということになっているのかどうか、分かりましたら教えていただきたいというのが1つです。

最後に、東中で30日と31日にチャレンジランキングという学校独自のランキングをされていることが伺えますので、その内容について分かっていたら教えていただきたいと思います。以上です。

増田教育長

はい。ただ今、衛藤委員から5点質問をいただきました。まず1点目、共通行事の11日の学力向上推進拠点校連絡協議会について、説明をお願いします。

森学校教育課  
指導室長

はい。学力向上推進拠点校連絡協議会についてですが、県教委の主催で、学力面で課題がある中学校を全国学力学習状況調査の結果から取り出しまして、重点的に指導主事等を派遣していくという事業です。今回、本市において対象校はございません。他市町で派遣されているということです。続けてよろしいですか。

増田教育長

はい。では2点目の22日にある中核教員養成講座について、対象となるのはどういう教員ですか。

森学校教育課 指導室長	こちらは、県の教育センターの研修事業です。対象となるのは30代から40代のミドルリーダーと呼ばれる世代になります。一般的な学習指導力のみならず、教育課程の編成や学校経営マネジメントといった部分の研修が盛り込まれています。
増田教育長	はい。よろしいでしょうか。
衛藤委員	はい。
増田教育長	3点目です。4月12日に底井野小学校で行われる、1、3、5年生の防犯教室についてです。
森学校教育課 指導室長	はい。こちらは、警備会社アルソックから講師を迎えて行われます。低学年、中学年、高学年、それぞれに向けたプログラムを用意されているということで、学習効果を考え、人数が多すぎない方がいいということで、低学年の最初の学年、中学年の最初の学年ということで、奇数学年を選びました。毎年行っておりますので、確実に全学年が受講するようになっていきます。また、その他の防犯指導についても日常的に行っておりますので、申し添えておきます。
増田教育長	それでは4点目です。聴力検査について、4年生と6年生は行われていないということですが、これについては。
森学校教育課 指導室長	はい。こちらは学校保健安全法施行規則第6条第4項に、「第一項各号に掲げる検査の項目のうち、小学校の第四学年及び第六学年、中学校及び高等学校の第二学年並びに高等専門学校の第二学年及び第四学年においては第四号に掲げるもののうち聴力を、大学においては第三号、第四号、第七号及び第十号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。」と規定されておまして、それに基づくものでございます。
増田教育長	学校保健安全法に基づいているということですね。 それでは最後、5点目です。東中の30日と31日のチャレンジラングについて、説明をお願いします。
森学校教育課	はい。こちらは、いわゆる「新体力テスト」の取り組みのひとつでござ

指導室長	います。全国体力・運動能力、運動習慣等調査のテストです。東中では、生徒の意識化のために学校で時間を定め集中的に行って、優秀な成績をおさめた生徒や昨年度からの伸びが大きい生徒を表彰する取り組みが行われております。以上です。
増田教育長	はい、よろしいでしょうか。
衛藤委員	アルソックの防犯教室については隔年ということですから、来年も2年生、4年生、6年生という形になるんですか。
森学校教育課 指導室長	そうではなくて、今年も来年も1年生、3年生、5年生です。例えば、今年の2年生は来年、3年生になって受講するということになります。
衛藤委員	そういう意味ですね。はい。 これはアルソックが実施している分は底井野小学校だけですか。
森学校教育課 指導室長	そうですね。アルソックに依頼しているのは底井野小学校ですね。
衛藤委員	プロの業者がされるわけですね。
森学校教育課 指導室長	そうです。
衛藤委員	市内全校に広げられるものであれば、広げたほうがいいのではないかと思いますので、業者は大変だろうと思いますが、働きかけができるのであればしたほうがいいのではないかと、私は個人的に思います。
増田教育長	はい、そのあたりはまた検討してみてください。 他に委員の皆様方から何かご質問、ご意見がありましたら。よろしいでしょうか。
各委員	はい。
増田教育長	では、学校教育行事につきましては以上で終わります。 次に、社会教育行事について説明をお願いします。
古賀生涯学習	はい。それでは社会教育行事についてご説明いたします。まず2ページ、

課長

生涯学習課の事業でございます。8日月曜日には青少年育成市民会議の理事会が行われます。9日火曜日、中央公民館は休館日となっております、働く婦人の家で「からだにやさしい太極拳」全5回のうちの第1回が35名を対象に行われます。11日木曜日は「りふればーく」の第1回目で、家庭学級づくりから始まります。19日金曜日、「ストレッチ講座」全6回のうちの第1回目を開催いたします。2班に分かれまして、10名ずつの計20名で行われます。26日金曜日「自然再発見講座」全5回のうちの第1回目でございます。今回は平尾台に35名を引率して行きます。生涯学習課は以上です。

次にハーモニーホール、3ページにいきます。14日日曜日「ハーモニー楽市～フリーマーケット～」が行われます。21日日曜日「第11回なかまアマチュア寄席」、25日木曜日「ミュージック・スクエア」、アマチュアの方のエントランスにおける演奏会がございます。

次に4ページ目の図書館行事でございます。6日土曜日「こどもの日おりがみ教室」、「おはなし会」、「雑誌リサイクル」が行われます。20日土曜日「おはなし会」、これはほっとブックなかまの方々に行っていただきます。それから27日土曜日も同じく「おはなし会」、こちらはなかまフレンズという団体に行っていただきます。

次に生涯学習センター、5ページでございます。20日土曜日「西日本最大級を誇る癒しの花畑くじゅう花公園と小国町・坂本善三美術館巡り」ということで、45名を対象に行われます。25日は第2班が同じコースを巡ります。

次に6ページ、体育文化センターでございます。7日土曜日「第47回中間市家庭婦人バレーボール大会」が、3チームにより行われます。「第40回中間市ソフトテニス大会」は47ペアが参加して、ジョイパルなかまで行われます。14日日曜日は「第38回中間市バトミントン大会」が約223名の参加者により行われます。以上で社会教育行事の説明を終わります。

増田教育長

ただ今の社会教育行事につきましてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

衛藤委員

ひとつは、図書館の事業の中で「おはなし会」というのが2回、20日と27日に計画されていますよね。これは読み聞かせサークルの方たちが活動の中でされていて、場合によっては学校にも出向く活動が行われていると思いますが、現在、市内にサークルがいくつ存在しているのかという

ことです。

もうひとつ、体育文化センターの行事を説明されたときに、「中間市家庭婦人バレーボール大会」が3チームとおっしゃいましたよね。これはものすごく少ない。自治会別に言うと60自治会ほどあるんですが、3チームしか出場しないということにびっくりしました。これは昔のママさんバレーの形が変わったものだと思いますけど、何か呼びかけをして参加を増やす必要があるのではないかと、スポーツ振興という面からもですね。これは意見と質問という形ですが、お答えできたらということでお尋ねいたします。以上です。

増田教育長

はい、ありがとうございます。ただ今2件、ご質問とご意見をいただいております。1点目、読み聞かせサークルがいくつぐらいあるだろうかということですが。

古賀生涯学習  
課長

はい、お答えいたします。中間市のボランティアセンターに登録されている読み聞かせ団体の数は11団体あります。それとは別に、独自に行っている団体が、図書館も入れますと3団体ありまして、合計すると市内で現在13団体が活動されているということで把握しております。また、日常活動としては、市民図書館内は当然のことながら、市内小中学校や保育園、また福祉施設等にも直接団体の方が交渉され、日程等を決めて、読み聞かせを行っているということでございます。

それともうひとつ、バレーボール大会ですが、確かに私もこの参加数を聞いたときには驚きました。年々高齢化が進んでいることと、若いお母さんたちは子育てに手がかかってなかなかこういう活動ができないという理由から、参加数が少なくなってきた現状があると聞いております。ただ、それだけではありませんので、体育協会に働きかけて、新たなPR方法も含めてチームが増えるように取り組んでいきたいと思っております。以上です。

増田教育長

はい。よろしいでしょうか。

他に何かご質問等ありましたら。よろしいでしょうか。

各委員

はい。

増田教育長

それでは、社会教育行事については以上で終わります。

次に専決処分を報告し、承認を求めることについて、事務局から説明をお願いします。



片平学校教育課長	<p>はい。まず、承認第1号中間市教育支援委員会委員の委嘱についてでございますが、平成29年3月31日付任期満了に伴い、平成29年4月1日から平成31年3月31日まで、8ページの表にある方々をお願いしております。</p> <p>その内訳につきましては、医師からおがた脳神経クリニックの緒方院長先生、学校から校長、教頭、教諭合わせて11名、学識経験者として中間中央幼稚園の水上園長先生、児童福祉から療育支援センターの江島先生に委嘱しています。</p> <p>以上、ご承認お願いいたします。</p>
増田教育長	<p>課長。教育支援委員の説明をしてください。</p>
片平学校教育課長	<p>はい。この教育支援委員といいますのは、以前あった就学指導委員会がこれに変わっておりまして、特別支援の子どもたちがどういうふうに進路を決めるかというところで、この委員会の中でその子どもたちひとりひとりについて審議して、どういう進路をとったらいいのか、特別支援学級がいいのか、普通学級がいいのか、保護者の希望はどうか、子どもの様子はどうか、というところを審議するものでございます。</p>
増田教育長	<p>はい、ありがとうございます。教育支援委員の委嘱について専決処分という形で行ったということですが、ご意見、ご質問がありましたらどうぞお願いいたします。</p>
衛藤委員	<p>就学指導委員会の名称が変わってこちらになったということで、専決処分の内容について異論はないんですが、昨年度は教育支援を必要とする子どもがいて、この委員会で審議したことはあるんですか。</p>
片平学校教育課長	<p>はい。年間通して3回、だいたい15、6名から20名程度のお子さんに対して審議しております。</p>
増田教育長	<p>はい、よろしいでしょうか。</p>
衛藤委員	<p>はい。</p>
増田教育長	<p>他にありませんか。よろしいでしょうか。それでは中間市教育支援委員</p>

の委嘱の専決処分については承認ということでもよろしくお願いいたします。

続きまして、承認第2号中間市奨学資金貸付審議会委員の委嘱について、説明をお願いします。

片平学校教育  
課長

平成29年3月31日付任期満了に伴い、新たに、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間、9ページの表にある中間高校の校長及び市内4中学校校長に委嘱しております。以上、ご承認お願いいたします。

増田教育長

課長、奨学資金付審議会の役割を説明してください。

片平学校教育  
課長

はい。審議会の役割は、奨学資金の申し込み等があった場合に、この審議会で適切であるかどうか審議するわけですが、現在申し込み等はほとんどない状況です。以上です。

増田教育長

はい。これについてご質問等ありませんか。

衛藤委員

奨学資金は、金額をはっきり覚えてませんが、月額9千円ですかね。

片平学校教育  
課長

9千円です。

衛藤委員

もともとこの事業がスタートしたのは、少しでも授業料の足しにしていたらという趣旨だったと思います。今、学校の授業料は国が負担していますよね。授業料そのものは、県立の高等学校に行った子どもは払わなくてもよい形になってますよね。そうすると、違った目的でも奨学金が使われているということですから、それはいいことだと思いますが、これを国も給付型に変えようという方向になってますよね。だからできたらそろそろ給付型に変える方向について検討されてもいいのではないかと、個人的な意見として申し上げたいと思います。

増田教育長

はい、ありがとうございます。これは他の市町村の状況も調べながらどういうふうにするか検討していきたいと思います。

他に何かご質問、ご意見ありませんか。よろしいでしょうか。それでは、中間市奨学資金貸付審議会の委員の専決処分についてはよろしいでしょうか。

各委員

はい。

増田教育長

それでは承認ということでお願いいたします。  
報告事項のその他ということで、事務局から何かありませんか。

村上教育総務  
課長

はい。防犯ブザーの寄贈についてご報告申し上げます。4月26日に中間市防犯協会から、市内の小学1年生に対し、登下校時の安全確保に役立てていただきたいと、防犯ブザーが寄贈されました。防犯協会の池田久紀会長をはじめ5名の役員の方々が来庁され、増田教育長と校長会会長である南小の清田校長に1年生296名分の防犯ブザーを手渡されました。防犯協会では今回が初めての取り組みとなりますが、来年度以降も継続して新1年生に配布する予定とのことでございます。

現在、各小学校にはお渡ししておりますので、各学校は早期に児童へ配布する計画としております。こちらが防犯ブザーの本体です。これを新1年生296名に対して配布しております。以上でございます。

増田教育長

はい。他に何か、事務局からありませんか。

森学校教育課  
指導室長

先ほど行事にもありましたけれども、教育委員の皆様市内小学校及び中学校の体育会へのご参加について、出席分担を作成いたしました。10ページをご覧ください。一番右側に29年度の予定を載せております。これまで担当していただいた学校から考えてこのようにしておりますが、委員の皆様のご都合等を合わせて考えていただければと思います。よろしくお願いたします。中学校は5月21日、小学校では、東小は5月28日、他の小学校は10月1日です。よろしくお願いたします。

増田教育長

はい。ただ今、事務局から体育会の出席予定が示されております。中学校は5月21日、小学校は5月28日と10月1日となっております。委員の皆様方よろしいでしょうか。何か都合が悪いことがありましたら、事務局にお伝えいただきたいと思ひます。

それと、報告事項ということで、4月に委員の皆様方には小中学校の入学式へご参加いただいたと思ひますが、そのご報告をお願いしたいと思ひます。まず衛藤委員からお願いたします。

衛藤委員

はい。私は底井野小と東中に行きましたが、東中のほうが日程が早かったので、中学校から報告したいと思ひます。東中は今年、97名の新入生で入学式が行われました。全体の時間は40分くらいで終わりましたので、

短時間で非常に効率よく式が進められたと思います。

私はたまたま、東小の卒業式にも参加していましたので、その子たちがほとんどそのまま東中に入学しているということで、小学生の頃と中学生になった時の両方を見たわけですが、中学生になったら小学生の頃とこうも変わるのかという感じを受けました。というのは、やはり凜としていると。頭も動かさない、体も動かさない、きちっと座ってしっかり入学式に参加しているということで、わずかな期間しか経過しておりませんが、成長していると感じました。とても素晴らしくて、好感の持てる非常に感動した式でした。

ただ気になったのが、祝電・祝詞披露の式次第があるんですが、「祝電・祝詞につきましては時間の関係上、1年生の校舎の階に掲示しておりますので、どうぞご覧ください」と言われたんですよね。時間的に40分ということであれば、祝電・祝詞を代表して数件読んだとしても1、2分で終わるのかなと思いますが。小学校の先生が中学校に祝電や祝詞を送っていると思うんですよ。だから関係する小学校区の先生の分くらいは恩師として読んでもいいのではないかと私は個人的に感じました。もうひとつは、東中は吹奏楽が非常に盛んですので、歓迎演奏というのが取り入れられていたんですけど、これで子どもたちが非常にリラックスしたということでよかったなと思いました。以上が東中学校です。

底井野小は、全部で25名の児童が参加しておりました。在校生のほうが多くて、新入生が少なくて、在校生が新入生を温かく取り囲んであげるという式場構成をされていたので、それも感じがよかったなと思いました。そして体育館全体がいろいろな花で飾られていて、春を感じさせる雰囲気非常によかったと思います。先ほども言いましたように、新入生を取り囲んで、ステージ方式みたいな形になっていたので、微笑ましいなと思いました。

ただ、新1年生は校長先生が話をされたときや、質問されたとき、分かっているのか分かっていないのか、反応があまりみられなかったので、ちょっと寂しいかなと。改めて、新1年生の子どもたちに話す内容は、難しいんだなあと感じました。また、保護者もたくさん参加されていましたし、全体的に30分という短い時間でしたが大変素晴らしい入学式でした。以上です。

増田教育長

はい、ありがとうございます。それでは坂口委員、よろしくお願ひします。

坂口委員

はい。私は母校である中間中と、北小に行ってまいりました。卒業式同様、私にとっては50年ぶりの入学式で、初めてこういう空気を味わわせていただきました。人間にとって、教育というのは本当に大事なと思います。小学1年生の子どもが6年経つところも変わるのかと。そしてまた10年経つと社会に巣立っていくと。やはりその10年間というのは、私ども社会人を迎える側としては、根っこの教育が非常に大事ではないかなと。楽しくもあり、期待を持って入学する日というのを経験させていただきました。卒業式と違って、入学式は非常にアットホームで、楽しく、躍動感ある空気を小学校も中学校も味わわせていただきました。以上でございます。

増田教育長

はい、ありがとうございました。齋田委員お願いいたします。

齋田委員

私は南中と中間小に行ってまいりました。南中は今年で34回目の入学式で、3クラス104名の新入生を迎えました。ちょっと大きな学生服姿が初々しく、また、スタートを迎える期待と不安に包まれている、そんな緊張感ある厳粛な入学式でした。学校長の式辞では、「3つ」を鍛えてほしいとして、「体を鍛えてほしい」、体を鍛えて体力を身につけてほしいということ、「心を鍛えてほしい」として精神力、「頭を鍛えてほしい」として学力などが述べられておりました。その式辞を真剣に聞いている新入生の姿が大変印象的でした。

小学校は中間小へまいりましたが、こちらは今年で138回目の入学式でした。40名の新入生を迎え、中学校とはまた違った、明るく元気な入学式でありました。校長先生の式辞で、校長先生からの問いかけに大きく返事をしたり、笑顔の絶えない温かい雰囲気にも包まれた入学式でした。その校長先生の式辞の中で、大事にしてほしい3つのことが述べられて、「あいさつ」「仲良く」「勉強」の3つを挙げられていました。保護者の方も大勢お見えでしたし、来賓の方も多く、地域全体で盛り上げていこうとする印象を受けた入学式でした。以上でございます。

増田教育長

はい、ありがとうございました。田中部長お願いします。

田中教育部長

はい。私は北中と東小に行ってまいりました。北中では新入生45名がきびきびとした動きで入場し、清々しさを感じられました。学校長が挨拶で「心温まる入学式をしたい」と話し、在校生は全員で歓迎の歌を歌って新入生の入学を祝っておりました。その歌もとても素晴らしく、つい聴き

入ってしまうほどでした。

東小では69名の新入生を迎えました。式では椅子に座って足をぶらぶらさせてはいたんですが、しっかりと前を見て話を聞くことができていました。校長先生は式辞の中で「あそべ」と書かれたパネルを使い、「あ」は挨拶、「そ」は掃除、「べ」は勉強と、子どもの興味を引きながら、これからの学校生活について話をされておりました。どちらの入学式も桜がよく咲き、新入生の記憶に残るよい入学式だったと感じております。以上でございます。

増田教育長

はい、ありがとうございました。片平課長お願いします。

片平学校教育  
課長

はい。私は南小の入学式に出席いたしました。南小は75名の新入生で、6年生や多数の御来賓が迎える中、執り行われました。校長先生の式辞や在校生代表の心温まる素敵な歓迎の言葉、また6年生の心に響く校歌を聴き、新入生は小学校へ入学したことを実感するとともに、南小の児童としての新たな気持ちが芽生えたのではないかと思います。以上です。

増田教育長

はい、ありがとうございました。それでは最後に河本委員お願いします。

河本委員

はい。私は西小に行ってまいりました。47名の新入生ということでした。一口に言わせていただきますと、落ち着いた印象の入学式でした。小学校の入学式というのは、足をぶらぶらさせたりして、ちゃんと話を聞いているのかなと感じることが多いのですが、今回は、先生の「立ってください」や「ここであいさつをしましょう」ということに応えて、きちんとそれができていました。そして校長先生のお話では「お話をしっかり聞く子になりましょう」ということと、「お友達をたくさんつくりましょう」ということと、「毎日を楽しく、勉強を頑張れる子になりましょう」ということと、とても短く分かりやすい言葉で、いい指導をされているなと思いました。在校生の歓迎の言葉を新入生がとても興味深く聞いていたのが印象的でした。また、在校生の態度が、新入生に対してとてもしっかりしているなという印象を受けました。

先ほど、坂口委員もおっしゃっていましたが、小学校の入学式の時に本当に思うんですけど、まっさらの心の子どもたちを育てていく教育というのは大変大切なものだと思います。先生の言葉次第で子どもたちは伸びることも、挫折することもありますので、先生たちも指導するときは、大切に子どもたちを取り扱っていただきたいということと、例えば悪いことを

した時に一方的に叱るのではなく、子どもの言い分を聞くことがとても大切だなということを感じております。新学期となりますので、そういうこともしっかり対応していただきたいなと思いました。以上でございます。

増田教育長

はい、ありがとうございました。

委員の皆様からいろいろなご意見をいただいております。本日午後の校長会で披露して、それでどうするかというのも決めていきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは報告事項、その他ありませんか。

河本委員

先ほどの防犯ベルのことなんですけど、防犯ベルの音って意外と聞いたことがないです。思っていた音と違って、聞いた人がいざという時に助けられるのかという話も聞きましたので、ここで今、鳴らすことができれば鳴らしていただきたいんですが。

村上教育総務  
課長

ブザーは、この赤いボタンを指で押すか、この紐を引っ張ると鳴るようになっております。ちょっと短く鳴らしてみます。

(ブザー音)

90デシベルというすごい音がします。かなり目立つと思います。

河本委員

そうですね。保護者にも音を聞いていただいた方がいいのではないのでしょうか。意外と分からないものだと新聞等に載っていたのを見ましたので。私も考えてみたら、聞いたことがないと思ったものですから。ありがとうございました。

衛藤委員

これ、いつもかばんに取り付けておくんですね。

村上教育総務  
課長

ランドセルの肩掛けベルトに引っ掛けるような使い方を想定しているようです。

増田教育長

これはひとつのツールですけど、これだけで安心してはだめですからね。こういう方法もあるということで。学校の中で、ピンが外れて鳴ったりすることもありますよね。いろいろなことがありますけど、これもひとつのツールとして役立てていきたいと考えております。

他にありませんか。それでは次に、協議事項に入ります。平成29年6月定例教育委員会の開催について、事務局から説明をお願いします。

村上教育総務課長 はい。6月定例教育委員会の日程ですが、当初は開催予定日を6月6日としておりましたが、6月市議会の日程と重なる部分がありましたので、変更して6月7日水曜日の10時から第1委員会室で開催したいと考えております。

増田教育長 ただ今、事務局から6月定例教育委員会を6月7日10時から開催したいという提案がありましたが、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

※注※ 後日、市議会日程の変更があったため再度調整し、6月定例教育委員会は6月1日午後2時からの開催とした。

増田教育長 では了承ということをお願いいたします。ありがとうございました。次に、協議事項のその他ということで何か事務局からありませんか。

森学校教育課指導室長 はい。中間市教育委員会学校訪問についてです。追加で要項をお配りしていますのでご覧ください。3番、対象のところに「各小・中学校」と記載しております。教育委員会では小学校と中学校を毎年度交互に、今年度は小学校、来年度は中学校という形で学校訪問を実施してきております。加えて、北九州教育事務所でも3年間にすべての小中学校を回る形で学校訪問が実施されております。市教委と教育事務所の学校訪問が重なる学校が毎年出てくるわけですが、現在、学校行事が非常に詰まっているのと、授業時数の確保等々さまざまな課題もございますので、そこを整理したいと考えました。

そこで、市教委の学校訪問が教育事務所と重なった場合、その学校についてはその年の市教委の学校訪問は実施しない方向にしてはどうかと考えております。そうしますと、もう1枚表をお配りしておりますが、本年度は教育事務所の学校訪問の対象校が、底井野小学校、中間北小学校、中間西小学校となっています。この3校につきましては、市教委の学校訪問を外すことが考えられると思います。そこをまずお諮りしたいと考えております。

増田教育長 はい。ただ今、事務局から提案がありましたが、教育事務所の学校訪問と市教委の学校訪問があるということで、それぞれ訪問の目的は多少違う



んですけれども、学校現場としては授業時数の確保等が非常に難しいところもあって、年間1回、市教委か教育事務所のどちらかが訪問すればいいのではないかと提案申し上げているところです。その件についてはよろしいでしょうか。

衛藤委員

趣旨はよく分かるんですが、学校現場をより理解するというのも、教育委員の仕事内容に入ると思うんですよね。そうすると、今までどのようにして学校現場を理解してきたかという、この学校訪問しかなかったんですよね。それがなくなると、3校について我々はどのような形で学校現場や先生方を理解すればいいのか。チャンスがなくなりますからね。できましたら、6校ともやると。参加する方も大変だと思いますし、また迎える方も大変だということは、私は学校現場にいたのでよく分かりますが、教育委員の立場からすれば、学校と繋がる場がなくなったとなると、何のための教育委員だろうかと思えます。

増田教育長

他に委員の皆様からご意見はありますか。

坂口委員

賛成です。

片平学校教育  
課長

はい。学校長等と話をした中では、教育委員の皆様には、市教委訪問の日だけでなく、学校公開日等がございますので、そういったところでどんどん学校に来ていただいて、様子を見ていただきたいということでした。訪問に備えて準備された中でというよりも、日頃の学校に出向いていただいたら学校としても非常に助かるのではないかという意見が出ておりました。

増田教育長

教育事務所の学校訪問に教育委員の皆様方も参加いただくということは難しいですかね。

片平学校教育  
課長

できます。そうしていただいても構いません。

増田教育長

どうでしょうかね。市教委の学校訪問の回数は減らさずに、学校に負担がかからない形として、教育事務所と一緒に訪問する方法もありますし、正式に学校訪問という形ではなくて、学校行事として授業を見に行っていていただくという方法もあると思いますけど、この辺についてはいかがですかね。

衛藤委員

きちんとした学校訪問という形にすると、指導案等を準備するのは学校としても大変だと思います。それに、教育事務所の訪問では、終わった後に感想とか、意見交換や助言をされる場がありますよね。そうすると、我々がそれと同じようなことを発言すると学校は大変だと思うんですよ。教育事務所からはこう言われた、教育委員会からはこう言われたというのがあるからですね。

私の希望としては、とりあえず学校とのパイプは繋いでほしいということです。今片平課長がおっしゃったように、教育委員がそれぞれで行けばいいんだと思いますが、なかなか一人で行くのは難しいんですね。できましたら、指導案や資料等は何もいらないので、学校を巡回するという形だけでも残していただけたらと思います。授業だけ見て回って、その後簡単な感想だけ言って帰ると。学校がいろいろと前もって説明する中身を用意されなくても構わないと思いますので、そうした簡素化された学校訪問を3校、正式な形の学校訪問を3校としていただいたほうが、教育委員の立場からすればありがたいと思います。

河本委員

私は教育事務所の学校訪問に同行したことがあるんですけど、教育委員とは違った観点での意見が出たりして、高度なことをおっしゃいますし、非常に勉強になったんですよね。だから、先ほど教育長がおっしゃったように、教育事務所の学校訪問に同行して、教育委員はその時は意見等を言わずに聞く立場に回ったらどうでしょうか。とっても勉強になると思います。それで、通常の学校訪問で行く時は教育委員として意見を言うということ。

そしてまた、先生方が学校行事も見に行っていていいとおっしゃるんですしたら、はっきり言って、学校を理解するのに学校訪問だけでは本当に物足りないんですよね。だから行事にも行きたいと思うけど、行っていいものかどうか、というところがあって。声を掛けてくださるところには行ってきましたけど、そうでないところには行けなかったんですよね。行きたくても、でも、そうおっしゃっていただけるのでしたら、そういった形をとればお互いに簡略化されて、そして勉強にもなるし良いのではないかと思います。

増田教育長

齋田委員はいかがですか。

齋田委員

私はまだ2年目なんですけど、行ったことのない小学校もありますし、何

らかの形で教育現場を見せていただきたいという思いはあります。ただ、今おっしゃっていたように、準備したところを見るというより、普段を見せていただくのもまた全然違ったものなのかなという思いもあります。訪問の数を減らすよりは、何らかの形で関わっていただけるとなと思います。

増田教育長

はい、ありがとうございました。さまざまなご意見をいただきました。委員の皆様方のご意見を参考にしながら、どういう形で学校訪問を実施したらいいか、今とはまた違った形でも、こういう訪問の仕方もあるということ事務局から、次回の教育委員会でまた提案していただきたいと思います。その時はまたご意見をいただきたいと思います。

衛藤委員

しかし、6月にある中間小学校だけは決めておかないといけませんよね。他は11月だからまだ時間があるけど。

森学校教育課  
指導室長  
増田教育長

そうです。中間小学校は1学期に実施したいということですので。  
これについては今まで通りの形の学校訪問ですね。

森学校教育課  
指導室長  
衛藤委員

そうです。  
学校が希望を出しているから、ここだけは先に決めておかないと。

森学校教育課  
指導室長  
増田教育長

ありがとうございます。こちらについてご都合をお聞かせください。  
第1希望が22日、第2希望が28日、第3希望が29日です。ご都合の悪いところを言っただいて、また学校と調整したいと思います。これは何時からですか。

森学校教育課  
指導室長  
増田教育長

午前中ですね。9時20分から11時45分までです。  
都合の悪い日はありませんか。

各委員

ありません。

増田教育長

よろしいですか。では、3日とも都合の悪い方はいらっしゃいませんから、あとは学校と調整してください。

森学校教育課  
指導室長  
増田教育長

はい。ありがとうございます。

とりあえず、中間小学校は6月に実施するというので、その他の学校については事務局から提案を申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。協議事項は他にありませんか。

それでは、議決事項に入ります。1番目、第11号議案中間市中央公民館運営審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

古賀生涯学習  
課長

はい。中間市中央公民館運営審議会委員の4月30日付任期満了に伴う後任委員の委嘱についてです。別紙のとおり、14名の方を挙げております。備考欄に再任と新任の別を載せております。こちらについて議決をいただきたいと思います。以上です。

増田教育長

古賀課長、中央公民館運営審議会はどういうことをするのか、説明してください。

古賀生涯学習  
課長

はい。年2回委員会を行います。まず4月、5月で公民館の年間行事について事務局から提案いたしまして、年間の事業予定についてご意見などをいただく審議会でございます。

増田教育長

はい。ありがとうございました。

ただ今、事務局から中央公民館運営審議会委員の委嘱の提案がありますが、これについてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

各委員

ありません。

増田教育長

それでは承認という形でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

では次に2番目、第12号議案をお願いします。

古賀生涯学習  
課長

はい。第12号議案中間市社会教育委員の委嘱についてでございます。中間市社会教育委員の4月30日付任期満了に伴いまして、後任の委員を委嘱するものです。先ほどと同じく、別紙に8名、再任の方と新任の方を載せております。ご承認お願いいたします。

増田教育長	社会教育委員の役割を説明してください。
古賀生涯学習課長	はい。社会教育委員は、生涯学習に関すること、具体的に言えば少年の主張大会やイングリッシュキャンプなど、そういった社会教育の1年間の事業についてご説明し、ご意見等をいただく委員会でございます。
増田教育長	はい。ただ今、事務局から社会教育委員の委嘱について提案されています。これについてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
各委員	はい。
増田教育長	それでは承認ということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。続きまして、第13号議案について事務局から提案をお願いします。
古賀生涯学習課長	はい。第13号議案中間市民図書館協議会委員の委嘱についてでございます。中間市民図書館協議会委員の4月30日付任期満了に伴う後任の委嘱について、別紙に7名を挙げております。中間市民図書館協議会は、図書館の運営を委託している業者から年間の行事予定を提出してもらい、それに対する意見や立案をしていただく会でございます。
増田教育長	はい。事務局から図書館協議会委員の委嘱について提案がされています。この件につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。
各委員	はい。
増田教育長	では承認ということでよろしくをお願いいたします。続きまして4番目、第14号議案について事務局から説明をお願いします。
古賀生涯学習課長	はい。第14号議案中間市歴史民俗資料館運営協議会委員の委嘱についてでございます。中間市歴史民俗資料館運営協議会委員の4月30日付任期満了に伴い、後任委員の委嘱について別紙のとおり6名挙げております。協議会では、地域交流センター内にある歴史民俗資料館の展示物や催し物

について審議していただき、また立案をしていただきます。以上でございます。

増田教育長 はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から提案があった歴史民俗資料館運営協議会委員の委嘱につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員 はい。

増田教育長 はい、ありがとうございました。それでは承認ということをお願いいたします。

続きまして5番目、第15号議案について事務局から説明をお願いします。

古賀生涯学習課長 はい。第15号議案中間市図書館運営規則の一部を改正する規則についてでございます。この規則を別紙のとおり制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

今回の主な変更は、第7条中「利用申込書」を「中間市民図書館利用申込書兼紛失・変更届」に改めるものでございます。これは、今まで利用申込書と紛失・変更届書が別々でありながら、記載事項は同じ内容であったため、これをひとつの届出書にまとめるものでございます。これにより、用紙の無駄等を省き、また事務の煩雑さも緩和されと考えられます。他は字句の変更となりますので、説明は省略させていただきます。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

増田教育長 はい。ただ今、事務局から市立図書館運営規則の一部を改正する規則について提案がありました。委員の皆様方から何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

衛藤委員 「中間市民図書館」という市民が親しみやすい名称にされたということで、非常に良いことだと思います。これは規則なので議会の議決を得なくても可能ではないかと思いますが、25ページの一番上に「中間市立図書館運営規則新旧対照表」とありますよね。ここは「中間市立図書館」という言葉が使ってあります。もう1か所、34ページの様式第4号の中にも「中間市立図書館規則」とあります。これは規則ですから、その名称がそ

のまま載っていますが、2つの名前を使い分けされているので、市民の側からすれば目に触れることはないかもしれませんが、「中間市民図書館」という形で統一されたほうが分かりやすいし、間違いがないのではないかと思います。意見と質問の両方になりますが、いかがでしょうか。

古賀生涯学習  
課長

はい、お答えいたします。条例名は「中間市立図書館条例」であり、同条例第2条で市立図書館の名称を「中間市民図書館」と規定しております。ですから、条例と同じく、規則名も「中間市立図書館運営規則」となります。また、市立図書館の名称は「中間市民図書館」ですので、案内看板等の表記や、電話対応等は「中間市立図書館」ではなくて「中間市民図書館」としております。現実的には、直接市民の目に触れるところでは「市民図書館」の名称で親しんでおりますが、条例や規則については「中間市立図書館」となっておりますので、資料はこのような表記になっています。

増田教育長

ただ今、事務局から説明がありましたが、なかなか分かりづらいところがあると思います。

衛藤委員

条例のもとに運用規則が決まりますからそれは分かります。ですが「中間市立図書館」とか「中間市民図書館」とか呼び方が分かれるんだったら、難しいかもしれませんが、事務局からお願いして、条例について検討していただいてもいいのではないのでしょうか。これは議会の承認が必要になりますからね。といいますのは、「中間仰木彬記念球場」は全部一律に同じ名称になっていて一本化されているようですが、球場も条例によって「中間市民球場」という名称が「中間仰木彬記念球場」に変わったんだと思いますので、何もかも一本化してもらったほうがいいのではないかと、これはあくまでも意見として言っておきます。以上です。

増田教育長

はい、ありがとうございます。他にありませんか。

坂口委員

5点ございます。1点目は、27ページの第8条をご覧ください。第8条では、失くしたとき、紛失したときは、この届をもって館長に「届け出なければならない」と、マストで書いてあります。この第8条を見ながら22ページでございます。利用者カードの裏です。★の2つ目に「カードをなくしたときは、すぐに知らせて下さい」とあります。27ページの第8条にありますように、紛失届を出さないといけないのですから、これはちょっと知らせるだけでは甘いのではないかなと。「すぐに紛失届を出して

ください」と変えられた方がいいのではないかと考えてございます。

2点目は、23ページ、様式第3号の4枠目「団体内貸出日時」とあるのに、いきなり「毎週〇曜」と、曜日から始まっています。これは「貸出日時」なので、曜日の前に「〇日」を入れるべきではないかと思えます。

それから3点目です。24ページ「複写申請書」の3行目です。「ただし、複写は資料の一部」とあります。規則はどうなっているか読みますと、新旧対照表では新しい文言が「図書資料」となっています。ですので、この第4号の様式も「図書資料に」と文言を変えるべきではないかなと思えます。

それから、4番目です。26ページをお出しください。法律の読み方というのは「第〇条」の次は「第〇項」、その次が各号なんです。例えば、第6条のところを見ていきましょう。「貸出しの対象者」という見出しがついています。第6条中の(1)とか(5)というのは、法律用語では「各号」という言い表し方をします。で、第4条に目を移していただきますと、「次の事項」とありますが、「事項」とは各号に続く文章のことを指しますので、(1)(2)(3)を指す「各号」という文言が省かれています。正確には、「次の各号」、(1)(2)(3)の「事項」というセンテンス、文章に続くわけですね、法律の読み方とすれば。これは、第6条と第4条で「各号」を省くか入れるか、総務課文書法制係で統一していただきたいなと思えます。(1)(2)(3)、これは法律用語では「各号」といいます。入れるなら入れる、入れないなら入れない。

それから5番目、29ページでございます。第16条ですね。改正後の条文には「図書資料」と「視聴覚資料」という2つの文言が非常にたくさん入っていますが、第16条では「館長は、図書資料の寄贈を受けることができる。」とあります。では視聴覚資料の寄贈はどうなのかと。もし視聴覚資料の寄贈が受け付けられないのなら「図書資料のみの寄贈を受けることができる。」とした方がいいのか、その判断を仰いでおります。図書資料だけなのか、「図書資料及び視聴覚資料」、「及び」が入るのか、そこをお聞きしたいなと思えます。もし、図書資料のみなのであれば、「図書資料のみ」という文言があるのではないか思えます。以上5点でございます。

増田教育長

はい、ありがとうございました。ただ今、坂口委員から5点にわたって質問をいただいております。答えられる部分と、総務課文書法制係と調整しないといけない部分があると思えますが。

古賀生涯学習

はい、いいでしょうか。まず、22ページの利用者カード裏面にありま



課長

す「カードをなくしたときは、すぐに知らせて下さい。」という文言でございます。これは、すぐに届け出ないといけないとかいうことではございません。今度の大きな提案の一つで、紛失届と変更届を申込書と一緒にしていますので、この文言は「届出」という言葉に変えた案を再度作成して、改めて協議したいと思います。

次に、23ページの様式第3号「団体内貸出日時」です。これは確認したところ、過去に毎週貸出を求める団体があったそうで、その時の様式が今もそのままになっているということでした。ですので、これは「毎週」を消して日時を記入するように変えたいと思います。

次に24ページ、「複写は資料の一部分」とあります。ご指摘のとおり、条文では「図書資料」となっております。その後続く「お一人につき一枚に限ります。」という文言は図書資料のことを指していますので、「図書資料」という表記にしたいと思っております。

続きまして、26ページでございます。ご指摘があった第4条の「事項」について、改正前では「各号の事項」となっておりますが、改正後では「各号」は消しております。これは、総務課文書法制係にチェックしてもらっているわけですが、「事項」というのは号の数字から条文の終わりまでを示すそうです。号まで含めたところが、「事項」となりますので、ここは単に簡略化したということでございます。そうなりますと、ご指摘の第6条ですよね。「前各号に掲げるもののほか、」というところについては、第4条のことから「前事項」でいいのではないかと問い合わせたところ、これは例規のルールにより、「前各号」という表記にしなければいけないということでした。

坂口委員

何のルールですか。

古賀生涯学習  
課長

例規のルールというのがあるそうです。例規集を作るにあたってのルールということでした。委員のご指摘のとおり、統一してもいいのではないかと総務課文書法制係に話したんですが、第4条は単純に短くしただけです。第6条が変えられないということなら、第4条も「各号の事項」と表記を統一していいのかどうか、もう一度確認したいと思います。

最後に29ページです。寄贈について図書館へ確認してきたところ、「視聴覚資料」というのはDVDやCDを指しますが、公立図書館においては、著作権法第38条第5項に規定する補償金が上乗せされた「補償金処理済」というものしか貸し出すことができないそうです。福岡県立図書館、近隣の水巻町、芦屋町、遠賀町の図書館も調べたところ、いずれも視聴覚資料

の寄贈はご遠慮いただいているということでした。例えば、こちらは高倉健さん出演の映画のDVDですが「著作権貸出使用許諾書」というシールが貼ってあります。こういう認証がないと貸出ができないそうです。以上でございます。

増田教育長

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありましたが、文言の訂正についてはできるところはしっかりやりたいと思います。26ページの第4条と第6条の件もありますから、矛盾のないように法制担当ともう一度詰めてまいりたいと思っております。

他にありませんか。それでは、第15号議案については訂正して各委員に承諾をいただくという形でよろしいですか。

古賀生涯学習  
課長  
各委員

訂正をお持ちして、ご承認いただくという形でお願いしたいと思います。

はい。

増田教育長

それでは第16号議案学校評議員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。

片平学校教育  
課長

はい。学校評議員の制度は、地域社会に開かれた学校づくりをいっそう推進していくため、保護者や地域住民などの相互の意思疎通や協力関係を高めるために設けられております。学校教育法施行規則、中間市立小中学校管理規則により、学校長は教育委員会の承認を得て、学校に学校評議員を置くことができるとされています。学校評議員は、当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び見識を有する者のうちから、学校の推薦により教育委員会が委嘱します。なお、学校評議員は、学校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができます。本年度、各学校の学校評議員は36ページに記載している方々を学校長が推薦しています。そのうち、東小の浦上氏、北小の池田氏、河野氏、南中の中尾氏は新規に推薦されています。新規に推薦された方のみ、人物等についてご説明いたします。

東小の浦上氏は、東小校区内にある双葉保育園の園長として主任児童委員を務められ、幼児教育や保幼小の連携について意見をいただけるということで、学校長より推薦されております。

北小の池田氏は、中間市自治会連合会会長及び中間市青少年育成市民会議副会長として、また北小校区では中間市青少年育成市民会議北校区支部長、北校区まちづくり協議会会長として、中間市及び北校区のためにご尽

力いただいております。池田氏は北校区のことを熟知されていて、学校と地域との連携についてご意見をいただけるものと考え、校長が推薦しております。

河野氏は、中間市で32年間教員をされ、北小でも勤務経験があります。教員時代は教師として高い指導力を持ち、保護者からの信頼も厚く、学校教育に高い見識をお持ちです。退職後もさまざまな形で中間市の教育に関わっていただいております、北小の学校教育目標達成のための授業づくりや学校環境づくり等にご意見がいただけると考え、校長が推薦しております。

南中の中尾氏は、中間市教育委員会教育委員を2期8年務められ、また、南中PTA活動にも積極的に関わっていただきました。そのため、南中の状況をよく把握されており、学校経営におけるよき相談者としての的確なご助言をいただけるとの理由で、校長が推薦しております。

以上、新規を含め表にある27名の推薦を受けております。学校教育法施行規則第49条及び中間市立小中学校管理規則第20条第1項の規定により、中間市小中学校学校評議員として議決を求めます。

増田教育長

はい。ただ今、事務局から説明がありましたように、学校長から推薦のあった27名の委嘱について提案がっております。この件につきまして、ご質問、ご意見がありましたらどうぞお願いいたします。

各委員

ありません。

増田教育長

では承認ということよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

以上で議決事項を終了したいと思います。その他、全体として何かご意見がありましたらお願いいたします。

衛藤委員

今、インフルエンザがまだ流行しているという話ですが、どうですか。

片平学校教育  
課長

はい、現在のところ学校から報告はありません。

衛藤委員

北九州市では、学級閉鎖しているところがあるらしいです。

増田教育長

地域によって、インフルエンザや感染性胃腸炎、ノロウイルスのようなものもあると聞いておりますが、幸い、中間市での流行はないということでございます。

他に何かありませんか。それでは以上をもちまして、平成29年5月の定例教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

各委員

ありがとうございました。

[閉会時刻：11時25分]